

市立小中学校体育館指定避難所空調機整備事業
(設計施工一括発注方式)

公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月

多治見市

1 公募型プロポーザルの実施

市立小中学校体育館指定避難所への空調機整備事業を実施するに当たり、事業の設計及び施工に関する民間事業者の企画提案を募り、これを審査することにより、事業の目的を円滑かつ経済的に達成できる高い企画能力と業務遂行体制を有する事業者を受注者として選定することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 空調機整備事業の目的

小中学校体育館は、災害時には避難所として、日常では教育活動や市民のスポーツ活動の場として利用される地域の拠点施設である。近年、災害時の避難生活環境の影響による高齢者等の健康被害のリスクや児童生徒の熱中症がクローズアップされる中、体育館への空調機の設置が求められている。本事業は、こうしたことを踏まえ、避難所環境や教育環境の充実を目的として、全ての学校体育館（17施設）に空調機を設置することを目的とする。

(2) 事業の名称

事業番号：多危管購第1号

事業名：市立小中学校体育館指定避難所空調機整備事業

(3) 事業の内容

本事業は、市から事業実施者として選定された事業者が設計及び施工を一括して行い、整備が完了した空調機設備を市が買い取るものである。

(4) 空調機整備の基本方針

ア 災害時の避難所生活環境の充実

インフラ停止時でも全ての空調機整備が72時間以上運転可能となる設備を整備する。

イ 平常時の安全安心な教育環境の整備

児童生徒が安全安心に学び活動できる環境を整備する。

ウ 経済的で良好な維持管理ができる設備の導入

長寿命化やメンテナンスの省力化に配慮した空調機設備を導入する。

エ 環境への配慮

エネルギー効率の高い機器の選定、機器の能力低減を抑える機器の配置等を行う。

オ 施工時の安全対策

児童生徒や学校関係者の安全を確保するとともに、学校運営に支障の少ない施工を行う。

(5) 空調整備の基本条件

熱源は都市ガス又はL P ガス方式とし、原則、教室棟空調機と同一の熱源を使用する。ただし、教室棟空調機の熱源がL P ガス方式であっても都市ガス導管の敷設により都市ガスでの熱源供給が可能となる場合は都市ガスを熱源とすること、及び教室棟空調機の熱源が都市ガスの場合において供給量が不足する場合については、L P ガス方式を併用することも可とする。

(6) 選定事業者の業務内容

別表1 対象施設一覧に記載された施設への空調機整備のために必要な以下の業務とする。
具体的な業務内容及び求められる業務水準等については、別冊要求水準書を参照すること。

ア 設計業務

- a 空調機設備の設計業務（設置に必要な施工図、設計数量、設計内訳書の作成）
- b その他附随する業務

イ 施工業務

- a 空調機設備の施工業務
- b 安全対策
- c その他附随する業務

ウ 工事監理業務

- a 空調機設備の工事監理業務（監理書類作成、品質管理）
- b その他附随する業務

エ その他の業務

- a 関係法令に基づく各種届出
- b 市が国県補助金、地方債等を申請するために作成を求める資料の作成
- c その他、本事業の実施のために必要となる業務

3 業務履行期間（買取期限）

契約締結の日から令和10年3月31日まで

4 提案上限額

空調機設備の買取上限額は、金1,689,996,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、同額をこのプロポーザルの参加者が作成する企画提案書における提案上限額とする。

5 買取代金の支払い

- (1) 空調機設備の売買契約に基づく代金は、市が全ての対象施設の空調機整備の引渡しを受けた後、令和9年度に全額を一括して支払う。当該引渡し前の支払いは一切無いものとする。
- (2) 売買契約締結後に急激な物価変動があった場合は、市と選定事業者の協議により、売買契約額を変更することができる。

6 売買契約締結の条件

売買契約価格が多治見市議会（以下「議会」という。）の議決に付すべき財産の取得に該当する額であるときは、市と選定事業者の間で売買仮契約を締結し、議会の議決をもって売買本契約を締結するものとする。売買契約に関する議案が議会で否決された場合は、売買仮契約は解除となる。

7 担当部署

本事業に関する市の担当部署は、以下のとおりとする。
多治見市企画部危機管理課

〒507-8703

岐阜県多治見市日ノ出町2丁目15番地（本庁舎4階）

電話：0572-22-1378

FAX：0572-24-0621

E-mail:kikikanri@city.tajimi.lg.jp

8 プロポーザル実施方式

(1) 実施種別：公募型プロポーザル

(2) 審査方法：2段階審査

【第1次】参加資格審査（書類審査）

【第2次】企画提案審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

(3) 審査主体：市立小中学校体育館指定避難所空調機整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）

9 実施スケジュール

本事業の実施期間は、契約締結の日から令和10年3月31日までとし、予定スケジュールは以下に示すとおりとする。なお、空調機設備の完成時期は、選定事業者の提案に基づき決定するが、市への最終的な完了報告は令和10年2月25日まで、引渡しは令和10年3月31日までとする。

No.	実施内容	日程
1	プロポーザル実施公告	令和8年4月1日
2	実施要領等の配布	令和8年4月1日～4月15日
3	現地確認（対象校全校）の開催 ※希望者のみ	令和8年4月2日～4月24日
4	参加申込に関する質問書の提出期限	令和8年4月8日
5	参加申込に関する質問書に対する回答	令和8年4月13日
6	参加申込期限	令和8年4月17日
7	参加資格審査（第1次審査）結果通知	令和8年4月22日
8	実施要領に関する質問書の提出期限	令和8年4月30日
9	実施要領に関する質問書に対する回答	令和8年5月13日
10	企画提案書提出期限	令和8年7月10日
11	プレゼンテーション・ヒアリング（第2次審査）	令和8年7月17日※予定
12	第2次審査結果通知、選定事業者の決定・公表	令和8年7月24日※予定
13	売買仮契約	令和8年7月下旬
14	売買本契約	令和8年9月下旬
15	空調設備設置・試運転調整	売買契約締結日～提案書の提案日 ※令和10年2月25日期限
16	完了報告	提案書の提案日まで ※令和10年2月25日期限
17	買取検査	完了報告後
18	引渡し	買取検査合格後 ※令和10年3月31日期限

10 参加資格

プロポーザルの参加者は、以下の要件を満たす1者単独の事業者（以下「単独事業者」という。）又は複数の事業者（以下「構成員」という。）で構成される共同企業体（以下「共同企業体」という。）とし、共同企業体の場合は、応募その他の手続等を代表して行う事業者（以下「代表事業者」という。）を定めるものとする。

(1) 単独事業者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者ではないこと。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。

ウ 参加申込書の提出日から本事業の契約相手方の特定までの間、市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。

エ 参加申込書の提出日から本事業の契約相手方の特定までの間、多治見市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に規定する排除の対象となる法人等に該当する者ではないこと。

オ 過去7年間において、主たる事業者として小中学校にガスヒートポンプ式空調機を設置する事業を実施した実績を有すること。

カ このプロポーザルに参加申込書を提出しようとする者の間に、「**別表2**資本関係又は人的関係について」に定める資本関係や人的関係がないこと。

キ 公告日において、令和8年度が多治見市競争入札参加資格（管工事870点以上）を有する者であること。なお、当該資格を有しない者については、以下の書類を提出することで、当該資格を有する者とみなす。

a 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可書の写し

b 建設業法に基づく経営事項審査結果通知書の写し（管工事の総合点数が870点以上（多治見市競争入札参加資格等級格付A該当））

c 登記事項証明書（現在事項全部証明書）

d 国税・市税納税証明書（全税目の未納が無いことの証明（様式3-5））

(2) 共同企業体

構成員の全員が単独事業者に求める資格を満たしていること。

11 参加に対する制限

(1) 構成員は、単独事業者又は他の共同企業体の構成員となることができない。

(2) 参加者が提出できる企画提案書は1点のみとする。

(3) 選定委員会の委員及びその関係者の参加は認めない。

12 実施要領の公表・配布

(1) 公表日：令和8年4月1日（水）

(2) 公表配布：市のホームページで公表するとともに危機管理課で配布する。

- (3) 配布期間：令和8年4月1日（水）～令和8年4月15日（水）
※各日午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）
- (4) 貸与資料：対象施設図面（学校ごと）

13 現地確認の開催

プロポーザルへの参加を希望する事業者を対象として、対象施設の現地確認期間を設ける。

- (1) 実施期間
令和8年4月2日（木）～令和8年4月24日（金）※土日祝日を除く
- (2) 申込方法
現地確認申込書（様式1-1）を記入の上、令和8年4月15日（水）までに危機管理課へ提出すること。各事業者の申請内容を調整のうえ、市から現地確認日時を指定する。

14 参加申込及び実施要領に関する質問

- (1) 参加申込に関する質問
 - ア 提出方法：質問内容を簡潔にまとめ、参加申込に関する質問書（様式2-1）に記入し、電子メールにて下記提出先に提出。
※メール発信後、電話にて受信確認をすること。
 - イ 提出期間：令和8年4月1日（水）～令和8年4月8日（水）
※期間最終日は午後5時15分必着
 - ウ 提出先：危機管理課（kikikanri@city.tajimi.lg.jp）
 - エ 回答：令和8年4月13日（月）からホームページで公表する。
- (2) 実施要領に関する質問
 - ア 提出方法：質問内容を簡潔にまとめ、実施要領に関する質問書（様式2-2）に記入し、電子メールにて下記提出先に提出。
※メール発信後、電話にて受信確認をすること。
 - イ 提出期間：令和8年4月1日（水）～令和8年4月30日（木）
※最終日は午後5時15分必着
 - ウ 提出先：危機管理課（kikikanri@city.tajimi.lg.jp）
 - エ 回答：令和8年5月13日（水）からホームページで公表する。

15 参加申込書の提出

- (1) 提出書類等

No.	書類	様式	提出部数
1	参加申込書	3-1	1部
2	委任状	3-2	1部
3	参加資格確認申請書兼誓約書	3-3	1部
4	参加事業者構成表	3-4	1部
5	多治見市税（岐阜県税）の納税義務がないことの申出書	3-5	1部
6	構成員の変更申請書兼誓約書	3-6	1部

7	上記No. 1～6のPDFデータ	CD-R	1枚
---	------------------	------	----

※No.7はウイルスチェックを実施した上で盤面に事業者名（共同企業体名）を記載すること。

(2) 提出期間

令和8年4月1日（水）～令和8年4月17日（金）

※各日午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）

(3) 提出方法

危機管理課窓口へ持参により提出

16 企画提案書の提出

(1) 提出書類等

No.	書類	様式	提出部数
8	企画提案書類提出届兼誓約書	4-1	1部
9	提案価格書	4-2	1部
10	【提案1】事業実施基本方針、事業実施体制	4-3	1部
11	【提案2】設計及び施工のスケジュール	4-4	1部
12	【提案3】地域経済への貢献	4-5	1部
13	【提案4】空調設備等の性能、機能	4-6	1部
14	【提案5】災害時の避難所環境充実設備としての配慮	4-7	1部
15	【提案6】平常時の教育環境充実設備としての配慮	4-8	1部
16	【提案7】経済的な維持管理への配慮	4-9	1部
17	【提案8】環境負荷軽減への配慮	4-10	1部
18	【提案9】施工時の安全確保、学校運営への配慮	4-11	1部
19	【提案10】その他の提案	4-12	1部
20	上記No.8～19のPDFデータ	CD-R	1枚

※No.20はウイルスチェックを実施した上で盤面に事業者名（共同企業体名）を記載すること。

(2) 提出期間

令和8年4月22日（水）～令和8年7月10日（金）

※各日午前8時30分～午後5時15分（土日祝日を除く）。期間最終日は午後2時必着

(3) 提出方法

危機管理課窓口へ持参により提出

(4) 留意事項

ア 本要領の記載内容を承諾した上で応募すること。

イ 企画提案書の作成及び提出等に要する費用は、全て事業者の負担とする。

ウ 次のいずれかに該当する場合、企画提案書の提出は無効とする。

a 参加資格の無い者により提出された企画提案書

b 虚偽記載のある企画提案書

c 記名押印のない企画提案書

d 誤字、脱字等により解読できない企画提案書

e その他公募に関する条件に違反した企画提案書

エ 企画提案書の取扱い

a 著作権は事業者に帰属する。ただし、事業者の選定に関する情報の公表その他の市が必要と認める場合には、市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

b 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等を用いた事業手法、工事材料・維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案書を提出した事業者が負う。

オ 使用言語、単位及び時刻

本件公募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（昭和26年法律第207号）に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。

17 【1次審査】参加資格（書類審査）

書類審査により参加資格要件の確認を行い、本事業への参加の可否を確認する。実施要領に定める参加資格要件を審査し、一つでも要件を満たさない参加者は失格とする。

18 【2次審査】企画提案書（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

提案価格書及び企画提案書の内容を審査する。参加者のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定委員会が審査する。ヒアリング時の確認内容は、企画提案書における記載内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして取り扱う。評価は、次の算式により提案内容点及び価格点の合計を総合評価点として算出し、参加者ごとに順位付けする。

総合評価点	=	【提案内容点】	+	【価格点】
(満点 200 点)		(満点 150 点)		(満点 50 点)

(1) 提案内容点

企画提案書に記載された内容について、次項「19 提案内容の評価基準」に示す審査項目及び配点に従い、参加者の提案内容について評価し点数化する。配点は150点とする。

(2) 価格点

提示された提案価格（空調整備等に係る現地調査・設計業務、施工業務、工事監理業務を含む全ての業務の総額）を、次の算式により「価格点」として算出する。最も低い提案価格を提示した参加者の価格点を50点満点として、その他の参加者の価格点は、提案のうち最も低い提案価格からの割合に基づき算出する。

価格点	=	$\frac{\text{提案のうち最も低い提案価格}}{\text{当該参加者の提案価格}}$	×	50 点	(小数点以下切捨)
-----	---	--	---	------	-----------

(3) 優秀提案者及び次点提案者の選出

選定委員会は、優秀提案者及び次点提案者を選出する。

(4) 優先交渉権者及び次点の決定

市は、選定委員会の報告を踏まえ、優先交渉権者及び次点者を決定する。

19 提案内容の評価基準

A 事業実施に関する評価（計 50 点）

評価項目		評価の視点	配点
事業実施基本方針・事業実施体制		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的や背景を十分に理解した実施方針となっているか。 ・適切なバックアップ体制がとられており、円滑かつ安定的な業務遂行が期待できるか。 ・その他基本方針及び事業実施体制について優れた提案がなされているか。 	10
設計及び施工のスケジュール		<ul style="list-style-type: none"> ・効率的かつ効果的に設計・施工・工事監理が遂行されるような事業スケジュールが組まれているか。 ・事業スケジュールと整合した実施体制と役割分担が構築されているか。 ・設計・施工や各種調整、検査等に要する時間や段取りが十分に考慮され、確実かつ妥当なスケジュールとなっているか。 ・その他事業スケジュールについて優れた提案がなされているか。 	10
地域経済への貢献	市内事業者の参加	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施において、元請として市内事業者が参加できる体制となっているか。 	15
	市内事業者の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施において、下請けとして市内事業者が活用される体制が積極的に考慮されているか。 	15

B 整備内容に関する評価（計 90 点）

評価項目		評価の視点	配点
空調設備等の性能、機能		<ul style="list-style-type: none"> ・空調の性能、機能に優れた提案があるか。 ・快適な室内環境を確保する工夫があるか。 ・リモコン等の操作を容易にする工夫があるか。 ・故障時の影響範囲が小さくなるような工夫があるか。 	10
災害時の避難所環境充実設備としての配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・災害時、迅速に使用できる工夫があるか。 ・常用と非常用の切り替え操作が容易で、避難所現場の負担軽減への配慮があるか。 ・非常用電源設備で発電した電力が避難所で最大限有効活用できるような工夫があるか。 ・例えば、LPガスを利用して炊き出しに活用できる等、避難所としての特性に配慮した工夫があるか。 ・その他災害時の避難所としての機能強化で優れた提案があるか。 	20

<p>平常時の教育環境充実設備としての配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・室内機の設置台数、設置場所、設置方法等、学校教育、クラブ活動・大会、学校開放等への影響に配慮がなされているか。 ・室外機の設置位置は敷地内の有効スペースの確保や景観に配慮したものとなっているか。 ・室外機や配管等の設置に当たり、設置位置や周辺の利用状況、近隣住民への影響を勘案して、必要な安全・防音・防振・排熱・臭気対策等に配慮がなされているか。 ・その他学校教育現場の特性に配慮した優れた提案があるか。 	<p>10</p>
<p>経済的な維持管理への配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通常使用に当たり学校職員の負担軽減を図るための維持管理上の工夫があるか。 ・ライフサイクルコスト削減の工夫があるか。 ・市や学校によるセルフモニタリングを効果的かつ効率的に実施できるような工夫があるか。 ・故障等の緊急時に迅速に対応するための方策があるか。 ・その他維持管理に関する優れた提案があるか。 	<p>20</p>
<p>環境負荷軽減への配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷軽減に配慮した機器が検討されているか。 ・空調設備の消費エネルギー量の削減等が図られているか。 ・事業実施に当たって廃棄物の削減、リサイクル材の利用等の配慮があるか。 ・その他環境負荷軽減に関する優れた提案があるか。 	<p>10</p>
<p>施工時の安全確保、学校運営への配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒、教職員等に対する施工時の安全確保のための方策が講じられているか。 ・施工時における騒音・振動等による学校運営への影響に対する対策が講じられているか。 ・作業日や作業時間、施工に必要な停電・断水等による学校運営への影響に対する配慮があるか。 ・周辺地域への影響（騒音、振動、車両通行等）に対する対策が講じられているか。また苦情等があった場合の適切な対応について方策が講じられているか。 ・その他施工時の安全確保、学校運営への影響の低減について優れた提案があるか。 	<p>20</p>

C その他の内容に関する評価（計 10 点）

評価項目	評価の視点	配点
<p>創意工夫</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ A、B の評価項目以外の点について優れた提案があるか ・ 提案内容が総合的に調和し調整が図られているか。 	<p>5</p>
<p>参加意欲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業への参加意欲、本事業を円滑に進めるための意欲があるか。 	<p>5</p>

20 契約

契約の締結は、優先交渉権者と市の間で、企画提案書等に記載された事項に基づき協議を行い、契約における仕様書の内容を定め、地方自治法第167条の2第1項第2号に定める随意契約の方法によることを原則とする。また、契約の際には、改めて見積書を提出するものとする。プロポーザルの性質上、当該契約に当たり企画提案内容そのままをもって契約するとは限らないことに留意すること。なお、優先交渉権者との協議が不調となった場合には、次点者と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結することがある。

21 失格要件

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

- (1) 提出書類の作成及び留意事項、提出方法、提出期限を遵守しない場合。
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (3) 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合。
- (6) 審査の公平に影響を与える行為があったと認められる場合。
- (7) 本要領「10 参加資格」を満たさなくなった場合。
- (8) その他、本要領に違反すると認められる場合。

22 受注事業者の公表

仮契約後、次に掲げる事項を多治見市議会の議案において公表するとともに、市ホームページに掲載する。

- (1) 受注事業者の名称及び契約額
- (2) 選定の審査結果
- (3) その他必要な事項

23 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加することにより生じる費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 天災その他のやむを得ない理由により選定審査を中止することがある。この場合において、中止によって生じた参加者の損害は、参加者の負担とする。
- (3) 企画提案書の提出は、1参加者につき1提案とする。
- (4) 評価内容及び審査結果についての異議申立ては一切認めない。
- (5) 企画提案書等の著作権は参加者に帰属する。ただし、事業者選定に関する情報の公表その他の市が必要と認めるときには、市は企画提案書の全部又は一部を使用できるものとする。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 提出書類の提出後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。(誤字脱字その他の軽微な訂正等で、市が同意したものを除く。)
- (8) 提出書類は、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (9) 市は参加者から提出された企画提案書等について、多治見市情報公開条例（平成9年条例第22号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。

- (10) 提出書類に含まれる第三者の著作物の公表・展示等の使用については、全て提案者が当該第三者の承諾を得ておくこと。
- (11) 参加申込書提出以後に参加を辞退しても、以後において不利益扱いを受けることはない。
- (12) このプロポーザルにおいて参加者が1者のみの場合であっても、選定委員会において企画提案内容の審査を行い、事業者選定の判断を行う。
- (13) このプロポーザルにおいて知り得た情報（周知の事実を除く。）は、このプロポーザルの目的以外の目的に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。また、このプロポーザルに関りが無くなった時点で、市から入手した資料及び知り得た情報については適切に破棄すること。
- (14) 選定されなかった参加者は、第2次審査の結果通知を受けた日の翌日から起算して7日（土日及び休日を含む。）以内に、書面の持参又は郵送によって、選定されなかった理由の説明を求めることができる。この場合において、市からの説明は書面をもって行う。
- (15) この要領に定めのない事項、疑義が生じた事項については、協議によって定める。

別表 1 対象施設一覧

No.	施設名	所在地	構造	空調面積 (㎡)	熱源方式
1	養正小学校 体育館	多治見市平野町 2 丁目 80 番地	1 階建 S	846.00	都市ガス
2	精華小学校 体育館	多治見市十九田町 2 丁目 119 番地	1 階建 S	846.00	都市ガス
3	共栄小学校 体育館	多治見市高田町 3 丁目 64 番地	1 階建 R C	788.90	都市ガス
4	昭和小学校 体育館	多治見市平和町 4 丁目 180 番地	1 階建 R C	790.30	L P ガス
5	池田小学校 体育館	多治見市池田町 6 丁目 25 番地	1 階建 S	849.04	L P ガス
6	市之倉小学校 体育館	多治見市市之倉町 10 丁目 381 番地	1 階建 S	642.00	L P ガス
7	滝呂小学校 体育館	多治見市滝呂町 12 丁目 186 番地の 4	1 階建 R C	1,447.00	都市ガス
8	南姫小学校 体育館	多治見市大藪町字諸家 1237 番地の 1	1 階建 R C	746.88	L P ガス
9	根本小学校 体育館	多治見市高根町 4 丁目 6 番地の 5	1 階建 S	846.00	都市ガス
10	北栄小学校 体育館	多治見市旭ヶ丘 10 丁目 6 番地の 82	1 階建 S	846.00	都市ガス
11	脇之島小学校 体育館	多治見市脇之島町 7 丁目 39 番地の 2	1 階建 S	805.00	L P ガス
12	多治見中学校 体育館、武道場	多治見市美坂町 4 丁目 10 番地	2 階建 R C	1,555.85	都市ガス
13	平和中学校 体育館	多治見市脇之島町 1 丁目 1 番地	1 階建 R C	1,009.65	L P ガス
14	小泉中学校 体育館、武道場	多治見市小泉町 7 丁目 70 番地	2 階建 R C	1,408.86	都市ガス
15	南ヶ丘中学校 体育館	多治見市大畑町大洞 48 番地の 1	1 階建 R C	890.40	L P ガス
16	北陵中学校 体育館	多治見市旭ヶ丘 10 丁目 6 番地の 82	1 階建 R C	894.09	都市ガス
17	南姫中学校 体育館	多治見市大針町字屋作 283 番地の 1	1 階建 R C	890.40	L P ガス

別表2 資本関係又は人的関係について

<p>(1) 資本関係</p>	<p>①子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合。 ②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。</p>
<p>(2) 人的関係</p>	<p>①一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 ア 株式会社の取締役（次に掲げる者を除く。） a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 c 会社法第2条15号に規定する社外取締役 d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役員 ウ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） エ 組合の理事 オ その他の業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者 ②一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第62条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合。 ③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。</p>
<p>(3) プロポーザルの適正が阻害されると認められる場合</p>	<p>①共同企業体とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。 ②その他上記(1)又は(2)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>

提出様式集

提出書類	様式
現地確認	
現地確認申込書	1 - 1
質問書	
参加申込に関する質問書	2 - 1
実施要領に関する質問書	2 - 2
参加申込	
参加申込書	3 - 1
委任状	3 - 2
参加資格確認申請書兼誓約書	3 - 3
参加事業者構成表	3 - 4
多治見市税の納税義務がないことの申出書	3 - 5
構成員の変更申請書兼誓約書	3 - 6
企画提案	
企画提案書類提出届兼誓約書	4 - 1
提案価格書	4 - 2
【提案1】事業実施基本方針、事業実施体制	4 - 3
【提案2】設計及び施工のスケジュール	4 - 4
【提案3】地域経済への貢献	4 - 5
【提案4】空調設備等の性能、機能	4 - 6
【提案5】災害時の避難所環境充実設備としての配慮	4 - 7
【提案6】平常時の教育環境充実設備としての配慮	4 - 8
【提案7】経済的な維持管理への配慮	4 - 9
【提案8】環境負荷軽減への配慮	4 - 10
【提案9】施工時の安全確保、学校運営への配慮	4 - 11
【提案10】その他の提案	4 - 12

【留意事項】

- 1 企画提案書等に記載する提案内容は、具体的かつ簡潔な表現とすること。なお、必要に応じて着色や図表、イラスト、概念図等を用いることもできる。
- 2 企画提案書等に記載する文字の大きさは、10ポイント以上とする。ただし、図表の説明等やむを得ない場合はこの限りでない。
- 3 提案書の余白は、左側（綴じ代側）は20mm以上、その他は15mm以上設けること。ただし、様式番号、参加者番号欄、ページ番号等はこの限りでない。
- 4 提案書は、A4版・縦使いを原則とし、左綴じとすること。A3版を用いる場合は、横使いとしてA4版に閉じ込むこと。
- 5 各様式右上の参加者番号欄は事務局が記入するので、参加者は記入しないこと。
- 6 企画提案書の作成に当たっては、審査の客観性を確保するため、参加者（構成員を含む。）を特定できるような表示（事業者名等）は一切付さないこと。

(様式 2 - 1)

参加申込に関する質問書

令和 8 年 4 月 日

多治見市長

「市立小中学校体育館指定避難所空調機整備事業」の参加申込に関して、以下のとおり質問します。

提出者	会社名	
	所在地	
	担当者名	
	所属	
	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	

番号	区分	頁	事項	内容

注 1 : 欄が不足する場合は、複写して記入提出すること。注 2 : 質問が複数ある場合は「番号」を振ること。公表した図書等に関する質問の場合は、「区分」に「実施要領」等、「頁」に該当ページ、「事項」に該当ページの表題等を記載すること。

(様式 2 - 2)

実施要領に関する質問書

令和 8 年 4 月 日

多治見市長

「市立小中学校体育館指定避難所空調機整備事業」の実施要領に関して、以下のとおり質問します。

提出者	会社名	
	所在地	
	担当者名	
	所属	
	電話番号	
	FAX 番号	
	メールアドレス	

番号	区分	頁	事項	内容

注 1 : 欄が不足する場合は、複写して記入提出すること。注 2 : 質問が複数ある場合は「番号」を振ること。公表した図書等に関する質問の場合は、「区分」に「実施要領」等、「頁」に該当ページ、「事項」に該当ページの表題等を記載すること。

(様式 3 - 1)

参加者番号：

参加申込書

令和 8 年 4 月 日

多治見市長

参加者（単独事業者又は代表事業者）

所在地

商号又は名称

代表者名

印

「市立小中学校体育館指定避難所空調機整備事業」に係る公募への参加を申し込みます。併せて、実施要領に基づき、参加資格に関する書類を提出します。

委任状

令和 8 年 4 月 日

多治見市長

〔参加者の構成員〕

所在地

委任者 商号又は名称

代表者名

印

私は、下記の者に「市立小中学校体育館指定避難所空調機整備事業」に係る公募に関する次の権限を委任します。

〔参加者の代表事業者〕

所在地

受任者 商号又は名称

代表者名

印

- 委任する権限
- 1 参加申込に関する一切の事項
 - 2 参加資格確認申請に関する一切の事項
 - 3 参加申込辞退に関する一切の事項

※参加者の構成員ごとに提出すること。

参加資格確認申請書兼誓約書

令和 8 年 4 月 日

多治見市長

〔単独事業者又は代表事業者〕

所在地

商号又は名称

代表者名

印

「市立小中学校体育館指定避難所空調機整備事業」に係る公募への参加資格について確認されたく、参加資格を証する書類を添えて申請します。

参加資格審査を申請するに当たり、当共同企業体の構成員は以下のとおりです。以下の各構成員は、実施要領に掲げる参加資格要件を満たしていること、この申請書及び添付書類の全ての事項と相違ないこと、他の参加者の構成員として「市立小中学校体育館指定避難所空調機整備事業」に係る公募に参加しないことを誓約します。

下表の該当欄に丸印を付すこと

番号	代表 事業者	構成員	設計 業務	施工 業務	監理 業務	共同企業体の構成員
1						所在地 商号又は名称 代表者名 印
2						所在地 商号又は名称 代表者名 印
3						所在地 商号又は名称 代表者名 印

注 1：各構成員が実施要領「第 3 応募者の要件」を満たしていることを必ず確認すること。注 2：行が不足する場合には適宜追加すること。

参加事業者構成表

代表事業者	
所在地 商号又は名称 代表者名 担当者名 所 属： 所 在 地： 電話番号： メールアドレス： 本業務における役割	印
構成員	
所在地 商号又は名称 代表者名 担当者名 所 属： 所 在 地： 電話番号： メールアドレス： 本業務における役割	印
構成員	
所在地 商号又は名称 代表者名 担当者名 所 属： 所 在 地： 電話番号： メールアドレス： 本業務における役割	印

注1：行が不足する場合には適宜追加すること。

多治見市税の納税義務がないことの申出書

次の多治見市税について、納税義務はありません。

法人事業者の場合

多治見市税	<input type="checkbox"/> 法人市民税 <input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> 軽自動車税
-------	---

個人事業者の場合

多治見市税	<input type="checkbox"/> 個人市民税 <input type="checkbox"/> 固定資産税・都市計画税 <input type="checkbox"/> 事業所税 <input type="checkbox"/> 軽自動車税
-------	---

多治見市長

令和 8 年 4 月 日

[単独事業者又は代表事業者]

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者名 _____

印

構成員の変更申請書兼誓約書

令和 8 年 4 月 日

多治見市長

〔代表事業者〕

所在地

商号又は名称

代表者名

印

「市立小中学校体育館指定避難所空調機整備事業」に係る公募について、下記の理由により構成員を変更させていただきたく、当該変更後の企業に係る関係書類を添えて申請します。

併せて、変更後の構成員は、実施要領に掲げる参加資格要件を満たしていること、この申請書及び添付書類の全ての事項と相違ないこと、他の参加者の構成員として「市立小中学校体育館指定避難所空調機整備事業」に係る公募に参加しないことを誓約します。

記

〔構成員を変更する理由〕

企画提案書類提出届兼誓約書

令和 8 年 4 月 日

多治見市長

〔単独事業者又は代表事業者〕

所在地

商号又は名称

代表者名

印

「市立小中学校体育館指定避難所空調機整備事業」に係る公募について、実施要領等に基づき、企画提案書類を提出します。

併せて、この提出書類一式は、実施要領等に定める要求水準と同等若しくはそれ以上であること、実施要領等に定める事業実施条件等の内容を全て了解・遵守した上で提出すること、提出書類の記載事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約いたします。

提案価格書

令和 8 年 4 月 日

多治見市長

〔単独事業者又は代表事業者〕

所在地

商号又は名称

代表者名

印

「市立小中学校体育館指定避難所空調機整備事業」に係る公募について、下記の金額にて価格提案します。

記

合計額（予定） （税抜き）	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

注 1：金額、月日等の数字は、アラビア字体で明確に記載すること。

注 2：金額の頭に「金」を記載すること。

注 3：金額は訂正しないこと。

内 訳	
設 計 業 務	
施 工 業 務	
工事監理業務	
諸 経 費	
合計（税抜き）	
消費税及び地方消費税	
合計（税込み）	

【提案 1】 事業実施基本方針、事業実施体制

実施要領「19 提案内容の評価基準」に記載した評価項目「事業実施基本方針・事業実施体制」について、評価の視点を参考に提案事項を簡潔にまとめ、記載してください。(A 4 版 2 枚以内)

【提案 2】 設計及び施工のスケジュール

実施要領「19 提案内容の評価基準」に記載した評価項目「設計及び施工のスケジュール」について、評価の視点を参考に提案事項を簡潔にまとめ、記載してください。(A 4 版 2 枚以内)

【提案 3】 地域経済への貢献

実施要領「19 提案内容の評価基準」に記載した評価項目「地域経済への貢献」について、評価の視点を参考に提案事項を簡潔にまとめ、記載してください。(A 4 版 2 枚以内)

市内事業者への契約予定額

合計額 (予定) (税抜き)	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

注 1 : 金額、月日等の数字は、アラビア字体で明確に記載すること。

注 2 : 金額の頭に「金」を記載すること。

注 3 : 金額は訂正しないこと。

※事務局記入欄※

提案価格と市内事業者への契約予定額との比率

_____ %

【提案 4】空調設備等の性能、機能

実施要領「19 提案内容の評価基準」に記載した評価項目「空調設備等の性能、機能」について、評価の視点を参考に提案事項を簡潔にまとめ、記載してください。(A 4 版 2 枚以内)

【提案 5】 災害時の避難所環境充実設備としての配慮

実施要領「19 提案内容の評価基準」に記載した評価項目「災害時の避難所環境充実設備としての配慮」について、評価の視点を参考に提案事項を簡潔にまとめ、記載してください。(A 4 版 2 枚以内)

【提案 6】 平常時の教育環境充実設備としての配慮

実施要領「19 提案内容の評価基準」に記載した評価項目「平常時の教育環境充実設備としての配慮」について、評価の視点を参考に提案事項を簡潔にまとめ、記載してください。
(A 4 版 2 枚以内)

【提案 7】 経済的な維持管理への配慮

実施要領「19 提案内容の評価基準」に記載した評価項目「経済的な維持管理への配慮」について、評価の視点を参考に提案事項を簡潔にまとめ、記載してください。(A 4 版 2 枚以内)

【提案 8】 環境負荷軽減への配慮

実施要領「19 提案内容の評価基準」に記載した評価項目「環境負荷軽減への配慮」について、評価の視点を参考に提案事項を簡潔にまとめ、記載してください。(A 4 版 2 枚以内)

【提案 9】 施工時の安全確保、学校運営への配慮

実施要領「19 提案内容の評価基準」に記載した評価項目「施工時の安全確保、学校運営への配慮」について、評価の視点を参考に提案事項を簡潔にまとめ、記載してください。(A4版2枚以内)

【提案 10】 その他の提案

実施要領「19 提案内容の評価基準」に記載した評価項目「創意工夫、参加意欲」について、評価の視点を参考に提案事項を簡潔にまとめ、記載してください。(A 4 版 2 枚以内)